

補助金調書

補助金名	公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター暴力団排除事業補助金				担当課 (連絡先)	市民局生活安全部防犯・交通安全課 (TEL:711-4054)
交 付 先	■ 団体	公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター			区分	その他の補助金
交付先決定方法	■ 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターは、暴力団対策法に基づき県公安委員会が指定した県内唯一の団体であり、暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の防止と被害者救援を行うこと等を目的としている。県域全体で暴力追放・暴力団排除活動を実施する団体は他になく、本補助金は公募に馴染まないものである。					
補助開始年度	平成6	年度	経過年数	29	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救済を行う等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害者の救済を図る。 【補助対象事業】 センターが実施する暴力追放に関する事業であって、次に掲げるもの。 (1)暴力団排除の広報・啓発に関する事業 (2)暴力団排除組織に対する援助活動に関する事業 (3)暴力被害の相談に関する事業 (4)不当要求防止責任者講習に関する事業 等					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する理由	県内には、全国最多の5団体の指定暴力団があり、本市内においては、四代目福博会の本部が所在し、六代目山口組傘下組織及び神戸山口組傘下組織が活動の拠点としている。 また、同センターは、県警察をはじめ県内の各自治体と連携・協力を行いながら暴力団排除に向けた取り組みを実施しており、このように、県域全体で暴力追放・暴力団排除活動を実施する団体は他にない。 これらのことから、暴力団排除活動の継続のために、補助金の継続が必要である。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	■ その他	【補助対象経費】 補助対象事業にかかる以下の経費 1広報・啓発に関する費用 2暴力団排除に関する費用 3暴力被害の相談活動に関する費用 4不当要求防止責任者講習に関する費用 【補助金額の算定方法・考え方】 予算の範囲内で市長が決定する				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度
	件	1 件		1 件		1 件
	381 千円	381 千円		381 千円		423 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	・暴力団排除に関する広報啓発 ・暴力追放大会等の開催 ・暴力団排除組織に対する援助活動 ・暴力追放相談活動					
補助金交付 による効果	福岡県内における暴力団排除の気運の高揚を図ることができる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。